

# 魚沼市産材の家づくり事業

魚沼市産木材の利用促進と地域林業及び木材産業の活性化を図るため、魚沼市産木材を活用した木造建築物に対し、その木材の購入経費の一部を補助します。

## ◆補助対象者

魚沼市内に事務所又は営業所を有し、本要件に該当する木造建築物及び木質化建築物（以下「建築物」という）を建築する施工業者（大工・工務店等）

## ◆補助対象要件

補助対象となる物件については、次の要件を全て満たすものとする。

- ① 市内で生産され、かつ製材された木材を使用して建築する建築物
- ② 建築物の新築、増築、改築
- ③ 建築主が自ら居住し、又は使用し、若しくは事業の用に供するため市内に建築する建築物
- ④ 申請年度内に完成するもの
- ⑤ 税金等の滞納がない建築主が発注し、市税に滞納がない施工業者が施工する建築物

## ◆補助対象経費

魚沼市産木材を製材し、加工した木材の購入費用



## ◆補助金額

補助対象経費の1/3（事業の用に供する場合は1/4）以内（千円未満切り捨て）

※上限50万円とし、5万円未満は対象外

市産材の  
使用で

上限  
50万円  
補助

## ◆申請時期

随時受付（予算額に達した時点で終了）

## ◆申請方法

### ○補助金交付申請（申請時）

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・魚沼市産木材使用明細表
- ・位置図、平面図、立面図
- ・納税証明書（建築主、施工業者）

### ○補助金実績報告（工事完了時）

- ・補助金実績報告書
- ・製品納材証明書
- ・搬入状況及び使用状況写真
- ・伐採届及び産地証明書の写
- ・建築契約書の写
- ・施工代金領収書の写
- ・施工代金減額証明書

## ◆その他

新潟県が実施する「新潟県産材の家づくり支援事業」との併用申請も可能。